

**2009年8月31日付 インドネシア共和国医薬品食品監督庁長官令 No.
HK.00.05.1.23.3516**

特定物資、及び／またはアルコールを含み、あるいはこれらを原料とする医薬、
在来薬（訳注jamuのこと）、化粧品、補助食品並びに食品・飲料の販売許可に
ついて

（インドネシアの消費者保護等理念の記述 略）

（関連法規等の列記 略）

第1章

総則

第1条

この省令において（用語の定義）

- 1 販売許可とは、（略）
- 2 医薬品とは、（略）
- 3 医薬品添加物とは、（略）
- 4 在来薬とは、（略）
- 5 化粧品とは、（略）
- 6 補助食品とは、1種類以上のビタミンやミネラルを含有し、通常の食事を補うようカプセル、錠剤、粉末または液体様に濃縮した生産物をいう。
- 7 食品・飲料とは、添加物の有無にかかわらず特定の方法により加工された食料を言う。
- 8 特定物資とは、ある種の動物またはそのほかの生物を加工し、混合しあるいは添加したもの、またはその派生物ないし製造過程で特定の物資に接したことのないもので蜂蜜を除くものを言う。
- 9 アルコールとは、**C₂H₅OH**をいう。
- 10 この庁とは、インドネシア共和国医薬品食品監督庁をいう。
- 11 長官とは、インドネシア共和国医薬品食品監督庁長官をいう

第2条（訳注：この条についてJETROH21年度 海外輸入制度調査「インドネシアにおける加工食品の輸入制度」の訳を使用）

第1条で述べたある種の動物またはそのほかの生物とは次の8種を言う。

- a. 犬、犬と豚の混血
- b. 死骸、イスラム教で定められたと殺方法によらずにと殺された動物も含む、

ただし魚とバッタ（訳注：「イナゴ」が適切。ジャワにはBelalang goreng という揚げ物がある）を除く

- c. 食に適さないと感じられる生物、ミミズ・シラミ・ヒルなど
- d. 牙を有する動物
- e. ひずめを有し、跳びかかって獲物を襲う動物
- f. イスラム教で殺すことが禁じられている生物、ハチ・カエル・アリなど
- g. イスラム教で摂取が禁じられている動物を生きたままさばいた肉
- h. 有毒で、摂取すると何らかの症状が出る動物
- i. 地上と水中で生息する動物、カメ・ワニなど
- j. 血、尿、排泄物、胎盤

第2章 医薬品

第3条

(1) ～ (6) 略

(7) 豚を原料とする薬品及び生物製品には「豚を原料とする」旨を以下に例示するように白地に赤色で表示する。



BERSUMBER BABI

(8) 豚を原料とする素材と接触する製造過程を経た医薬品生物製品は、その旨を以下に例示するように白地に赤色で表示する。

Pada proses pembuatannya bersinggungan dengan bahan bersumber babi dan telah dipurifikasi sehingga tidak terdeteksi pada produk akhir

第3章 在来薬、化粧品及び補助食品

第4条

- (1) 在来薬、化粧品及び補助食品は、通常特別な措置を要しない（訳注：原文は緊急事項としない）。
- (2) 前項にかかる生産物のうち特定物質及び特定物質を原料とするものは**販売を許可しない**。

第5条

- (1) 在来薬、化粧品及び補助食品で第4条第2項に該当する製品でアルコールを含むものは、その含量を表示しなければならない。
- (2) 前項に言うアルコールの含有量は、パーセンテージで表記する。

第4章

食料品及び飲料

第6条

- (1) 特定物質を原料とし、含有し、あるいはそれに由来する食料品及び飲料は**販売を許可しない**。
- (2) 前項にかかる豚を原料とし、含有し、あるいは由来する食料品及び飲料にあっても、安全性、品質、栄養の条件及び一定の表示を条件として、販売が許可される。すなわち、例示のように豚の絵とその含有の旨を例示の通り、白地に赤枠、赤い地で表示する。



(3) 前項の” MENGANDUNG BABI (豚を含む) ”の表記については以下のとおりとする。

ラベル主部の面積	字の大きさ
30平方センチ以下	1.5mm
30を超え160平方センチ未満	3
160を超え645平方センチ未満	4.5
645を超え2580平方センチ未満	6
2580平方センチ以上	12.5

(4) 食料品及び飲料でアルコールを含むものは、その含量を表示しなければならない。

(5) 前項に言うアルコールの含有量は、パーセンテージで表記する。

以下第5章 罰則 第6章 施行について 第7章 終わりに 略